6　大学院振興専門官は、大学院における教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに専門的、技術的な援助及び助言に当たる。

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

（大学設置室及び大学入試室並びに公立大学専門官及び大学評価専門官）

第三十七条　大学教育・入試課に、大学設置室及び大学入試室並びに公立大学専門官及び大学評価専門官それぞれ一人を置く。

2　大学設置室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大学の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

二　大学設置・学校法人審議会の庶務（学校法人分科会に係るものを除く。）に関すること。

3　大学設置室に、室長及び大学設置専門官一人を置く。

4　大学設置専門官は、大学の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

［項を削る。］

5～8　［略］

9　大学評価専門官は、大学における教育及び研究についての評価に関する企画及び立案に当たる。

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官）

第三十八条　専門教育課に、専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官それぞれ一人を置く。

2　専門職大学院室は、次に掲げる事務（総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～五　［略］

3～6　［略］

7　新技術教育推進専門官は、新技術に関する教育の振興に係る専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（大学教育・入試課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

6　大学設置室に、室長及び大学設置専門官一人を置く。

7　大学設置専門官は、大学の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

8　国際企画室は、大学及び高等専門学校における教育の振興に係る国際文化交流の振興に関する事務（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9　国際企画室に、室長並びに国際企画専門官及び国際連携推進専門官それぞれ一人を置く。

10　国際企画専門官は、大学及び高等専門学校における教育の振興に係る国際文化交流の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

11　国際連携推進専門官は、大学及び高等専門学校における教育の振興に係る海外の大学等との連携の推進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

12　大学評価専門官は、大学における教育及び研究についての評価に関する企画及び立案に当たる。

（大学改革推進室及び大学入試室並びに公立大学専門官）

第三十七条　大学振興課に、大学改革推進室及び大学入試室並びに公立大学専門官一人を置く。

2　大学改革推進室は、大学の改革の推進に関する事務（専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　大学改革推進室に、室長、大学教育システム専門官及び大学院振興専門官それぞれ一人を置く。

4　大学教育システム専門官は、大学教育の質の保証に関する制度及び大学における授業の方法の改善に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

5　大学院振興専門官は、大学院における教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに専門的、技術的な援助及び助言に当たる。

6～9　［同上］

［項を加える。］

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官）

第三十八条　専門教育課に、専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官それぞれ一人を置く。

2　専門職大学院室は、次に掲げる事務（大学振興課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～五　［同上］

3～6　［同上］

7　新技術教育推進専門官は、新技術に関する教育の振興に係る専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（大学振興課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。